

■工事区分表						
工事	部位	A 工事	B 工事	C 工事	備考	
		市発注による施工	テナント負担によるA工事業者の施工	テナント発注による施工		
【店舗1、店舗2、店舗3、店舗4、店舗5】						
建築	床 (店舗1客席想定部分)	コンクリート金ゴテ押さえ (FL-3mm)	テナント工事に起因し必要となる工事で、A工事に密接に関連する工事 (別途協議による)	A工事以降の工事	店舗境界床見切はA工事	
	床 (上記以外)	コンクリート金ゴテ押さえ (FL-250mm)		A工事以降の工事	店舗境界床見切はA工事	
	テナント区画外周部間仕切壁	軽量鉄骨下地+ボード張り (防火区画壁) A工事に起因する防火区画貫通工事		(※側溝型枠・側溝枠・グレーティング及び仕上含む)		
	外壁	押出成形セメント板+現場発泡ウレタン吹付		A工事以降の工事 (店舗2・4・5:仕上・下地共不燃) (店舗1・3:仕上難燃)	店舗境界壁見切はA工事	
	テナント区画内間仕切壁	—————		A工事以降の工事 (店舗2・4・5:仕上・下地共不燃) (店舗1・3:仕上難燃)		
	天井	吊ボルト用インサート		A工事以降の工事 (店舗2・4・5:仕上・下地共不燃) (店舗1・3:仕上難燃)	間仕切壁は45分耐火構造 (材料準不燃) とする。	
	柱	鉄骨素地 (錆止塗装)		A工事以降の工事 (店舗2・4・5:仕上・下地共不燃) (店舗1・3:仕上難燃)	A工事インサートはボード二重強程度の荷重を想定	
	外壁部建具	標準設計に基づく全工事		—————	窓額縁はC工事	
	天井点検口	A工事内容に基づく個数支給		支給点検口および内装天井点検口取付	C工事施工箇所のハッチに必要なのはC工事	
	共用部側垂壁	軽量鉄骨下地+ボード張り (防火区画壁) A工事に起因する防火区画貫通工事		A工事以降の工事 (仕上・下地共不燃)	共用部側垂壁面はテナントサイン設置想定	
電気	電灯設備	受変電設備から引込開閉盤までの配管配線	A工事以降の工事			
	動力設備	同上	A工事以降の工事			
	電話設備 (ひかり方式)	テナント複合盤までの光配管工事	A工事以降の工事			
	電話設備 (メタル方式)	MDFへの引込み配管工事	A工事以降の工事			
	有線放送	—————	全工事			
	給排水衛生	給水設備	テナント区画までの配管バルブ止め	A工事以降の工事 (メーター共)		
	排水設備	テナント区画までの配管立上げ (グリストラップ共)	A工事以降の工事			
	ガス設備	テナント区画までの配管コック止め	A工事以降の工事 (メーター共)			
空調設備	換気設備	厨房排気を含む法的必要容量分の区画内が「パ」まで	A工事以降の工事(フード・フード消火設備も含む)			
	空調設備	ドレン管テナント区画までの配管立上げ	A工事以外の工事			
排煙設備		自然排煙窓 (店舗1・3のみ)	—————	店舗2・4・5は排煙告示適用		
防災設備	自火警・非常放送・誘導灯 非常照明	原設計による法的必要設置まで	—————			
放送設備		—————	全工事			
消火器		—————	全工事	店舗内に最低1ヶ所設置のこと		
【店舗6】						
建築	床	コンクリート金ゴテ押さえ (FL-3mm)	テナント工事に起因し必要となる工事で、A工事に密接に関連する工事 (別途協議による)	A工事以降の工事	店舗境界床見切はA工事	
	テナント区画外周部間仕切壁	軽量鉄骨下地+ボード張り 押出成形セメント板+現場発泡ウレタン吹付		A工事以降の工事 (店舗6:仕上・下地共不燃)	店舗境界壁見切はA工事	
	外壁 (店舗4のみ)	押出成形セメント板+現場発泡ウレタン吹付		A工事以降の工事 (店舗6:仕上・下地共不燃)		
	テナント区画内間仕切壁	—————		全工事 (店舗6:仕上・下地共不燃)		
	天井	吊ボルト用インサート		A工事以降の工事 (店舗6:仕上・下地共不燃)	A工事インサートはボード二重強程度の荷重を想定	
	柱 (店舗4のみ)	鉄骨素地 (錆止塗装)		軽量鉄骨下地+ボード張り		
	外部建具	標準設計に基づく全工事		—————		
	天井点検口	共同設備およびシャッターなど標準設計に基づく個数支給		支給点検口および内装天井点検口取付	※C工事施工箇所のハッチに必要なのはC工事	
	共用部側垂壁	標準設計に基づく全工事		—————		
電気	電灯設備	受変電設備から引込開閉盤までの配管配線	A工事以降の工事			
	動力設備	同上	A工事以降の工事			
	電話設備 (ひかり方式)	テナント複合盤までの光配管工事	A工事以降の工事			
	電話設備 (メタル方式)	MDFへの引込み配管工事	A工事以降の工事			
	有線放送	—————	全工事			
	給排水衛生	給水設備 (店舗4のみ)	テナント区画までの配管バルブ止め	A工事以降の工事 (メーター共)		
	排水設備 (店舗4のみ)	テナント区画までの配管立上げ	A工事以降の工事			
	ガス設備	—————				
空調設備	換気設備	法的必要容量分の区画内が「パ」まで	A工事以降の工事(フード・フード消火設備も含む)			
	空調設備	ドレン管テナント区画までの配管立上げ	A工事以外の工事			
排煙設備		—————	—————	店舗6は排煙告示適用		
防災設備	自火警・非常放送・誘導灯 非常照明	原設計による法的必要設置まで	—————			
放送設備		—————	全工事			
消火器		—————	全工事	店舗内に最低1ヶ所設置のこと		
【サイン】						
外部	テナント用	—————	テナント工事に起因し必要となる工事で、A工事に密接に関連する工事 (別途協議による)	—————	外壁面への設置は不可	
	施設名称他	全てA工事		—————		
	案内・誘導サイン	全てA工事		—————		
内部	テナント用	軽量鉄骨下地+ボード張+EP-G塗装 下地まで		A工事以降の工事	共用部側垂壁面を想定	
	案内・誘導サイン	全てA工事		A工事以降の工事		
	後方施設サイン	全てA工事		—————		
【共用部】						
建築		全てA工事	テナント工事に起因し必要となる工事で、A工事に密接に関連する工事 (別途協議による)	—————		
電気		全てA工事		—————		
機械設備 (給排水衛生)		全てA工事		—————		
機械設備 (空調)		全てA工事		—————		
排煙設備		全てA工事		—————		
防災設備		全てA工事		—————		
放送設備		全てA工事		—————		
【共通特記事項】						